

令和 8 年第 2 回養老町臨時会会議録

令和 8 年第 2 回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和 8 年 5 月 13 日 第 1 日）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 報告第 2 号 債権放棄の報告について
 - 日程第 5 報告第 3 号 令和 7 年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 - 日程第 6 報告第 4 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
 - 日程第 7 報告第 5 号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
 - 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 日程第 10 同意第 1 号 固定資産評価員の選任同意について
 - 日程第 11 選任第 1 号 常任委員会委員の選任について
 - 日程第 12 選任第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
 - 日程第 13 選任第 3 号 予算特別委員会委員の選任について
 - 日程第 14 選任第 4 号 議会改革特別委員会委員の選任について
 - 日程第 15 選任第 5 号 議会だより編集特別委員会委員の選任について
 - 日程第 16 同意第 2 号 監査委員の選任同意について
（追加日程）
 - 日程第 1 許可第 1 号 議長の辞職許可について
 - 日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙について
 - 日程第 3 許可第 2 号 副議長の辞職許可について
 - 日程第 4 選挙第 2 号 副議長選挙について
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議 長	早 崎 百 合 子	新議長	野 村 永 一
○出 席 議 員			
1 番	佐 野 伸 也	2 番	大 橋 みち子
3 番	西 脇 康	4 番	清 水 由美子
5 番	北 倉 義 博	6 番	岩 永 義 仁
7 番	吉 田 太 郎	8 番	早 崎 百 合 子
9 番	野 村 永 一	10番	松 永 民 夫
11番	水 谷 久美子		
○欠 席 議 員			
なし			

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	早 崎 京 子	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	尾 前 眞 理	総務部参事兼 企画財政課長	中 島 和 哉
総務部税務課長	杉 野 雄 士	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	吉 村 和 人	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	無 藤 宣 宏
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	田 中 義 康	産 業 建 設 部 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦
産 業 建 設 部 水 道 課 長	永 嶺 早 苗	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 教 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	伊 藤 めぐみ
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	徳 本 弘 基	消 防 長	高 橋 正 人
消 防 総 務 課 長	三 輪 正 俊	消 防 課 長	玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	加 納 康 宏	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開会時間 午前 9 時30分)

○議長（早崎百合子君） おはようございます。

令和 8 年第 2 回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長（早崎百合子君） ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

ここで、町広報委員に限り今臨時会の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について取材のため写真撮影を許可いたしました。

なお、本臨時会においては、上着とネクタイの着用を自由としております。

ただいまから令和 8 年第 2 回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（早崎百合子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名します。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

ここで、5 月 8 日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長（西脇 康君） 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る 5 月 8 日午前 9 時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第 2 回養老町議会臨時会の日程等についてであります。

開会は 5 月13日水曜日午前 9 時30分、会期は 1 日とし、議事日程については、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の審議（私約交代案件を含む）、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

審議する議案につきましては、債権放棄の報告についてが 1 件、繰越計算書の報告についてが 1 件、専決処分の報告についてが 2 件、専決処分の報告並びにその承認についてが 2 件、人事案件についてが 1 件、以上 7 件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第 4、債権放棄の報告については、養老町債権管理条例第14条第 2 項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第５、令和７年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第３項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第６、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第７、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の計２議案については一括上程し、地方自治法第180条第２項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第８、専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）と日程第９、専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の計２議案については、それぞれ逐条上程し、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第10、固定資産評価員の選任同意については、同意の人事案件につき、上程後に提案説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決すること。

以上のとおり決定いたしました。

議会構成の案件につきましては、常任委員会委員の選任についてが１件、議会運営委員会委員の選任についてが１件、各特別委員会委員の選任についてが３件、監査委員の選任同意についてが１件、以上計６件であります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は、本日の１日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の１日と決定しました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和７年度３月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、監査委員から辞職願が提出されました。さらに、議会の閉会中に予算特別委員会委員、議会改革特別委員会委員、議会だより編集特別委員会委員から辞任届が議長に提出されましたので、委員会条例第12条第２項に基づき、その辞任を許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、令和8年第2回養老町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ、御参集賜り誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、先月22日、岩手県上閉伊郡大槌町で発生しました山林火災でございますが、1週間以上にわたって続き、昨年2月、同じく岩手県大船渡市で発生しました山林火災に次いで、平成以降2番目の規模の火災ということで拡大されました。被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、昼夜を問わず消火活動に当たられました組合消防本部や地元消防団をはじめ、緊急消防援助隊、自衛隊の皆様に心より敬意を表します。

こうした岩手県での山林火災や、同じく先月20日に発生しました三陸沖を震源とするマグニチュード7.7の地震など、今年に入っても全国各地で自然災害が相次いでおります。こうした中、町民の皆様の安心・安全を守る行政の責任を改めて痛感しているところであり、本町におきましてもこれまでの災害対策の経験を踏まえ、引き続き町民の皆様と共に災害に強い地域づくり、迅速な情報伝達、避難行動の実効性の向上、インフラの点検・強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、世界に目を向けますと、中東をはじめとする国際情勢は依然として不安定な状況が続いております。こうした国際社会の緊張の高まりは、エネルギー価格や物価動向を通じて私たちの地域経済や町民生活にも大きな影響を及ぼしております。国は、当面の措置として原油に対する緊急的な激変緩和措置を実施するとともに、代替調達や備蓄の放出により原油の安定供給を図るとしてありますが、町といたしましても、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯や高齢者世帯の支援をはじめ、令和8年度の国の交付金を活用して予算計上しました物価高騰対策事業を着実に進めていくとともに、引き続き社会経済の情勢を注視しながら、町民生活と地域経済を下支えする視点を持って適切な町政運営に努めてまいります。

最後に、今年2月、橋爪大橋の開通など、養老町を取り巻く道路状況が大きく変わってきております。そうした状況の中で、先月10日ではございますけれども、岐阜県、三重県による知事と関係市町の合同提言、そして28日には町単独で要望といった形で、東海環状自動車の全線開通や国道258号線の4車線化、養老輪之内海津線の整備など、本町が抱える課題につきまして国土交通省と財務省にお願いに行ってきたわけでございます。

特に東海環状自動車道、県境間をつなぐ（仮称）養老トンネルで、4.8キロ部分でございますけれども、なお不透明な状況ではございますが、本町の持つポテンシャルを最大限に発揮するために、中京圏の高速道路網の完成とその周辺道路の整備は欠かせない

ものだというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御理解を切にお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、債権放棄の報告が1件、繰越計算書の報告が1件、専決処分の報告が2件、条例の専決処分が2件、人事案件2件、合わせまして8件でございます。よろしく審議賜りますようお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第4、報告第2号 債権放棄の報告についてを議題とします。

本件は、養老町債権管理条例第14条第2項の規定による議会への報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第2号 債権放棄の報告についての概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案の4ページを御覧ください。

この債権放棄につきましては、養老町債権管理条例第14条第1項第6号の規定により、水道料金に係る債権放棄の内容を同条2項の規定により議会に報告するものでございます。

5ページを御覧ください。

この報告書にございますように、水道料金に係る債権放棄の総額は370万8,282円で、理由につきましては、消滅時効に係る時効期間が満了し、債権の回収が見込めなくなったことにより放棄するものでございます。

以上、報告第2号 債権放棄の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第5、報告第3号 令和7年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件は、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第3号 令和7年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案書の 6 ページを御覧ください。

この計算書につきましては、地方公営企業法第26条第2項の規定により予算の繰越しした建設改良費につきまして、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

7 ページの報告書を御覧ください。

施設更新基本計画策定業務委託、繰越額1,514万7,000円で、理由につきましては、成果物が仕様書を満たさなかったことにより繰越しをするものでございます。

以上で、報告第3号 令和7年度養老町上水道事業会計予算繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの計2議案を一括上程し、議題とします。

本件は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました報告第4号及び第5号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていただきます。

議案書の 8 ページを御覧ください。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、養老町営住宅の管理に関する訴えの提起について報告するものであります。

このたびの訴えの概要は、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、町から滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促しましたが、応じない者につきまして、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡し等の請求事件として訴えを提起したものでございます。

町営住宅の明渡しを求める相手方は、別紙専決処分書にあります2件でございます。

以上、報告第4号及び第5号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第8、承認第2号と日程第9、承認第3号の2議案は、逐条上程後、質疑・討論を経て採決を行います。

まず日程第 8、承認第 2 号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第 2 号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町税条例の一部を改正する条例）の説明をさせていただきます。

議案書の 16 ページを御覧ください。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、養老町税条例の一部を改正し、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、総務部税務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 杉野税務課長、演台にて補足説明。

○総務部税務課長（杉野雄士君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の 3 ページ、養老町税条例新旧対照表を御覧ください。

第 11 条の 3 では、これまで軽自動車税は種別割と環境性能割の 2 種類がそれぞれ賦課・徴収されておりましたが、地方税法の改正によりまして軽自動車税環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止され、軽自動車税種別割を軽自動車税とすることとされたため、名称を改めるものです。

次に、第 12 条では、軽自動車税環境性能割について規定している条文を削除したことから改めるものでございます。

次に、4 ページの第 26 条第 3 項では、納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が 3 % 以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等、いわゆる特定大口株主配当等を特定配当等へ追加する法改正に伴い、当該配当等に係る適用規定について整理を行い、改めるものでございます。

次に、第 64 条では、軽自動車税種別割の廃止に伴い、軽自動車税の納税義務者について整理を行い、改めるものでございます。

次に、5 ページの第 65 条でも同様に、軽自動車税種別割の廃止に伴い、所有権を留保している場合の軽自動車税の納税義務者について整理を行い、改めるものでございます。

次に、6 ページの第 65 条の 3 から第 65 条の 8 までについて、軽自動車税環境性能割についての規定が不要となることから、条文の削除を行うものでございます。

次に、7 ページの第 66 条、第 67 条、第 67 条の 3 では、見出しを含め、軽自動車税種別割の語句を整理するとともに、第 69 条では、地方税法施行規則の改正に伴い、軽自動車

税関係様式の号数にずれが生じることから改めるものでございます。

次に、８ページの第70条、第71条及び第72条も同様に、軽自動車税種別割の語句の整理を行い、改めるものでございます。

次に、10ページの第73条では、見出しを条文に合わせて改め、本文中の軽自動車税種別割の語句について整理を行い、項ずれを改めるものでございます。

次に、11ページの附則第４条の３が適用期限の経過に伴い削除されたことから、附則第４条の３の２を第４条の３に改めるほか、住宅借入金等特別控除に係る規定について整理を行い、改めるものです。

次に、12ページの附則第５条では、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期間を３年延長する規定の改正を行うとともに、前条の改正に伴い、適用する規定の整理を行うものでございます。

次に、13ページの附則第７条の２では、地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例として規定する固定資産に係る規定について、法改正に伴う項ずれを改め、対象期間が経過した項を削除するものでございます。

次に、15ページの附則第７条の３では、法改正に伴う項ずれを改め、実演芸術公演施設を不特定多数の高齢者の利用が見込まれる特別特定建築物に改め、その対象範囲を規定するものでございます。

次に、18ページの附則第12条の２から第12条の６までは、軽自動車税環境性能割についての規定が不要となることから、条文の削除を行うものでございます。

次に、20ページの附則第13条では、軽自動車税種別割の語句及び参照法令の整理を行い、おおむね軽自動車税額が75％軽減される電気自動車等のグリーン化特例の適用期間を２年延長する改正を行うものでございます。

次に、21ページの附則第13条の２では、軽自動車税種別割の語句について整理を行い、また、前条の改正に伴い適用する規定の整理を行うものでございます。

次に、22ページ、附則第13条の３、第13条の４及び第14条では、附則第４条の３を削除し、第４条の３の２を第４条の３としたことに伴い、適用する規定の整理を行うものでございます。

次に、24ページの附則第14条の２では、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を３年延長する改正を行うものでございます。

次に、25ページの附則第15条、第16条、第18条、第18条の２及び第18条の３では、附則第４条の３を削除し、第４条の３の２を第４条の３としたことに伴いまして、適用する規定の整理を行うものでございます。

最後に、附則についてでございます。

議案書の22ページを御覧ください。

附則第1条につきましては、施行期日を定めるものであり、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条につきましては今回の改正に伴う固定資産税に関する経過措置を、附則第3条につきましては軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

最後に、附則第4条では、今回の改正に伴い、養老町税条例等の一部を改正する条例（平成26年養老町条例第17号）のうち、種別割についての表記が不要となることから改めるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） なかなかのボリュームで、読み込むのに結構エネルギーを要しましたが、ちょっとお聞きしたいんですけれども、65条、この改正に伴って「3輪以上」という文言が全て消えていくわけなんですけれども、補足資料でいうと、4、5ページ以降からですかね。この辺り、こういう文言が消えていった背景の辺り、御説明いただけたらと思うんですけど。

○議長（早崎百合子君） 杉野税務課長、演台にて答弁。

○総務部税務課長（杉野雄士君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをいたします。

65条の関係の削除された文言ということに関しましてでございますけれども、これにつきましても、軽自動車税の種別割が廃止されたということに伴いまして、その関係する文言については必要なくなったという解釈でよろしいかなあというふうに思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 実際の徴収書面には、軽自動車税2輪とか、4輪とかという表記があるわけなんですけれども、そういった文言も今後なくなるということなんですか。今の説明ですと、必要なくなったのでというようなことですが、実際はそういう項目になっておるかと思うんですけども、今後の運用というか、表記の仕方についても説明いただけたらと思います。

○議長（早崎百合子君） 杉野税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（杉野雄士君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをいたします。

そもそもこの自動車税の環境性能割というものでございますけれども、従来は環境性能割、それから種別割ということで徴収をしておりました。今回の地方税法の改正によ

りまして環境性能割が廃止されたという内容でございますけれども、この環境性能割については軽自動車を取得した時点で1回のみ賦課されるというか、徴収されるものでございまして、この賦課・徴収に関しては自動車を購入した時点で県のほうで賦課・徴収されるものでございまして、その後、県から町のほうに配当という形で配分されるという流れでございまして、一般的に町の税務課からお知らせするのは種別割のほうでお知らせをさせていただいておるというものでございますので、その辺りのことをよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 資料4ページの第26条の関係ですが、特定配当等ということですが、特定配当とは何を指すかということと、そして同号口に掲げるものを除くということですが、同号口というのはどういうことを指しておるのかを教えてください。

○議長（早崎百合子君） 杉野税務課長、演台にて答弁。

○総務部税務課長（杉野雄士君） ただいまの松永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の地方税法の改正によりまして、特定大口株主配当についての改正ということでございまして、これは何かと申しますと、上場株式の3%以上を保有している納税者の方に関しまして、その配当が総合課税と分離課税というのがあるんですけれども、総合課税というものに関しては変わりはないんですけれども、配当割ということでいわゆる源泉徴収といいますか、20%、その特定大口株主配当についても配当割ということで20%天引きされるということで法改正がされました。その中で、従来からの総合課税については引き続き変わらないということで、その辺の整理を行ったというような内容でございます。

それから、26条でよろしかったですかね。

○10番（松永民夫君） 同号口に掲げるものを除くということでしたので、これの掲げるものとは何かということです。

○総務部税務課長（杉野雄士君） 後でまたちょっと調べて回答させていただきたいと思っています。すみません。

○議長（早崎百合子君） それでは、暫時休憩といたします。後ほどお知らせしますので、よろしくお願いします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

杉野税務課長、自席で答弁。

○総務部税務課長（杉野雄士君） 先ほどの松永議員の御質問でございますけれども、同号の掲げるロというのはどういうものが対象かという御質問でございますけれども、先ほど少しお話ししました上場株式の３％以上を保有している対象者というか、その配当の部分ということで、法律ではそういうような整理をされてございます。以上でございます。

○１０番（松永民夫君） 了解しました。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第９、承認第３号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました承認第３号 専決処分の報告並びにその承認について（養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の24ページを御覧ください。

地方税法等の一部を改正する政令（令和８年法律第２号）が令和８年３月31日に公布され、令和８年４月１日から施行されること及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和８年政令第２号）が令和８年１月15日に公布され、令和８年４月１日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和８年３月31日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、住民福祉部住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御

審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料31ページ、養老町国民健康保険税条例新旧対照表を御覧ください。

主な改正について説明申し上げます。

第2条では、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援法の規定による納付金の納付に要する費用を充てるため、子ども・子育て支援納付金課税額を加え、限度額を3万円とするものです。

第2条第2項及び第29条第1項では、医療分に係る課税限度額を現行の「66万円」から「67万円」に引き上げるものであります。

33ページを御覧ください。

第12条の新設については、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額を基礎控除後の総所得金額等に100分の0.33を乗じて算定することとするものです。

第13条の新設については、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を被保険者1人について1,105円とするものです。

第14条の新設については、18歳以上被保険者均等割額を1人について71円とするものです。

第15条の新設については、子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯567円、特定世帯283円、特定継続世帯425円とし、旧第12条以降を4条ずつ繰り下げるものです。

37ページを御覧ください。

第29条第1項第1号、同項第2号及び同項第3号に、キ、ク、ケを新設する改正については、各軽減の対象となる世帯の子ども・子育て支援金課税額の減額についてを定めるものでございます。

次に、課税限度額の引上げに伴い、第29条第1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を現行の「30万5,000円」から「31万円」に改めるものであります。

40ページを御覧ください。

第29条第2項第3号の新設については、未就学児1人についての減額を定めるものです。

41ページを御覧ください。

第29条第3項第7号から第9号の新設については、出産被保険者の産前産後の期間の減額を定めるものです。

42ページを御覧ください。

第29条第4項の新設については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の減額を定めるものです。

最後に、附則についてでございます。

議案書31ページを御覧ください。

施行については、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

ただし、この条例による改正後の養老町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上で、承認第3号、養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 3点でお伺いいたします。

まず1点目ですが、令和8年度第1期・2期分の国保税納税通知書兼領収書が被保険者に届き、納税が始まりました。第1・2期分には子ども・子育て支援金は賦課されず、保険税に上乘せし、被保険者から徴収されるのに、制度の説明を周知するチラシも同封されていませんでした。その理由と、周知や理解を求めるための対策をどのように講じているのか、お伺いをいたします。

2点目は、第25条第1項中の基礎賦課分の上限が66万円から67万円と1万円引き上げられますが、1万円を引き上げる根拠と、当町の被保険者への影響の試算があればお答えください。

3点目は、子育て支援金は2028年度まで3年かけて段階的に増える仕組みと聞き及んでいますが、段階的にどのように増えるのか、お尋ねをいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） ただいまの水谷議員の御質問に回答のほうをさせていただきます。

1期・2期分に賦課されていないというところでございますが、こちらにつきましては現在仮算定の状態でございますので、このチラシのほうを同封させていただきまして、その中に徴収開始時期及び先ほど申し上げました所得割、あと均等割、平等割などの御説明をさせていただくチラシのほうを同封させていただきます。

こちらの中につきましては、先ほども条例の中でお話をさせていただきましたが、18歳に達する以後、最初の3月31日まで、いわゆる高校生の世代の方までにつきましては

均等割、全額軽減されるというところと併せまして、どのような使い方がされるかという子ども・子育て支援金制度のチラシを併せて入れさせていただく予定であります。

続きまして、限度額の見直し、66万円から67万円に1万円増額になる部分についてですけれども、こちらにつきましては賦課限度額が109万円から110万円になり、約45世帯が影響を受けるという見込みでございます。

それから、低所得者に係る軽減判定、こちらの見直しによるものもありまして、30万5,000円から31万円になるというところで、これらの影響につきましては5割軽減の世帯が473件から479件に6件増加、2割軽減該当世帯も5件増加いたしますので、税額といたしましては2万2,400円の増となる見込みでございます。

3点目の今後の賦課の状況でございますが、こちらにつきましては3年間で国の示している分でございますと、国保ですとおおむね100円から150円前後上がっていくというようところで記載がされておりますので、そのように国等から通知のあります納付額に応じて段階的に計上させていただくという形になるかと思えます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） じゃあ、3期分の納税通知書にそのチラシが入るというふうに理解しましたが、それは町独自のオリジナル製のチラシなのか、統一したような内容なのか、納税者に、非常に新しい制度ですので、分かりやすく、納得した上で国保税を払っていただくということがとても大切なんですけれども、そのチラシの内容、現時点でどういうふうにお考えかお尋ねしたいのと、3年間段階的というだけで具体的には答弁ありませんでしたが、26年度には28年度の6割相当、27年度は8割相当というようなことも、国のほうでは段階的という中で位置づけているようですので、具体的な数字があればまたお尋ねしたいというふうに思います。

物価高騰で本当に町民の暮らしが追い詰められています。冒頭町長の挨拶の中でも、中東情勢の影響で石油系の材料を伴う職種なんかも非常にダメージを受けているということです。自治体の中には、基金を活用するなどの努力によって、本体分の保険税の引下げ、子育て支援金を含めても負担増にならないよう調整した自治体もあると聞いています。また、本体分を下げるのではなく、子育て支援金を低く抑えた自治体もあります。3月議会で、子ども・子育て支援金の納付金は1,721万8,000円との皆増がありましたけれども、当町の場合、9億5,000万を超える国保基金があるわけですので、それを活用して、値上げ幅を抑える施策を講じていただきたいと思っております。

加えて、町長は5月8日の議会運営委員会の挨拶の中で、水道業者の方々が塩ビ管が入らなくて工期が延びていると述べられましたが、多くの石油系の材料を使う塗装業の方々も毎日使うシンナーが買えない、材料の入荷の見通しがなく、入手できないなどの声が寄せられ、11人の議員全員にそのような切実な声が届いていると私は思っています。

家族経営や中小・零細、個人経営がある国保税です。コロナ並みの給付対応を要望しておられるわけですが、そういう点でもしっかりとした対策を講じていただきたいと思います。見解をお伺いしたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 国保の基金とおっしゃられましたけど、基金につきましては、あることは存じ上げておりまして、内部のほうで十分その使い方については検討させてもらっておりますけれども、この子ども・子育て支援金につきましては、国を挙げて、皆さんでやはり子育ては支援していくというものですので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

ただ、いろんな方の声を、先ほど水道業者だけのことをお話しさせていただきましたけど、おっしゃるとおり、塗装関係の業者も苦しんでおみえになりますし、その辺は商工会と常に連絡を密にしながら、いろんなことはやらせてもらっておりますので、しっかりと動向を見極めながら、今後補正なりで国の動向を見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、自席で答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） ただいまの水谷議員の御質問について、回答のほうをさせていただきたいと思います。

まず、国、段階的に上げていくというところにつきましては、やはり納付額があつての今後の算定になってまいりますので、そちらのほうにつきましては、現状では国のほうの示している部分でしかないというふうなことになるかと思います。

それから、今度入れさせていただきますチラシにつきましては、こども家庭庁の統一的なチラシとなっております。こちらにつきましては、拡充される給付の例であったり、先ほど申し上げました子ども・子育て支援制度のQ&Aなども掲載されておりますので、こちらのほうで対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早崎百合子君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（早崎百合子君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 子ども・子育て支援納付金の関係で、世帯別平等割の関係で、ア、イ、ウと設定してありますが、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、特定世帯、特定継続世帯と3分類されておりますが、特定世帯、特定継続世帯の定義は何かということと、それぞれのア、イ、ウの世帯の件数はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（早崎百合子君） 吉村住民環境課長、演台にて答弁。

○住民福祉部住民環境課長（吉村和人君） ただいまの松永議員の御質問に回答をさせて

いただきます。

特定世帯、特定継続世帯につきましては、世帯員が75歳以上、75歳になって後期高齢者医療制度に移行したことにより国保加入者が1人だけになった世帯の保険税の負担を軽くする緩和措置でございます。5年間は特定世帯として平等割等、その後3年につきましては特定継続世帯としてなりますというところでございます。

こちらの特定世帯、特定継続世帯につきましては、現在ちょっと計算をしておりますので、こちらのほうの世帯数につきましては確認をさせていただきます。

こちらの特定世帯、特定継続世帯につきましては、ただいま本算定前でございますので、現状では把握ができていないというところでございます。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第10、同意第1号 固定資産評価員の選任同意についてを議題とします。

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第1号 固定資産評価員の選任同意についての説明をさせていただきます。

議案書の32ページを御覧ください。

地方税法第404条第1項の規定に基づき、固定資産評価員を設置しておりますが、令和8年4月1日の人事異動により固定資産評価員が異動したため、地方税法第404条第2項の規定に基づき、固定資産に関する知識・経験を有する者を新たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございます。

記、住所、岐阜県海津市南濃町駒野、氏名、杉野雄士。

以上で、同意第1号 固定資産評価員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○副議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○副議長（吉田太郎君） ただいま休憩中に、早崎百合子議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可について先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

これより議案等の配付を行います。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

〔追加議案配付〕

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第1、許可第1号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、8番 早崎百合子君の退場を求めます。

〔議長 早崎百合子君 退場〕

○副議長（吉田太郎君） お諮りします。

本案、議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

〔8番 早崎百合子君 入場〕

○副議長（吉田太郎君） ここで、辞職されました早崎百合子君の御挨拶をお願いいたします。

○8番（早崎百合子君） 失礼いたします。

本日、議員の皆様方の御推挙により就任させていただきました議長の要職を無事に務め終えるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、議員各位をはじめ、川地町長様、執行部の皆様、そして議会事務局の皆様に格別なる御理解と御協力を賜りましたこと、心より厚くお礼を申し上げます。

また、岐阜県町村議会におきましては、本年度は理事として携わらせていただき、県内各町村の議長の皆様方との交流を深めながら多くの学びと貴重な経験をいただきました。養老町議会を代表する立場として、その職責を担わせていただきましたこと、大変名誉であり、私自身にとりましても忘れることのない1年となりました。

さらに、本年度はねりんピック岐阜2025が開催され、養老町においてはペタンク会場として多くの皆様をお迎えすることができました。加えて橋爪大橋の開通という大きな節目もあり、養老町の魅力や活力を対外的に発信でき、大変有意義な1年であったと感じております。

議長在籍中、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、行政改革の推進、そして町政発展のため誠心誠意職務に取り組んでまいりました。これもひとえに皆様方の温かい御支援のたまものでございます。

今後は一議員として、初心を忘れることなく、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、誰もが安心して暮らせる養老町の実現に向けて、微力ではございますが、引き続き全力で議員活動に専念する覚悟でございます。

結びになりますが、議員各位、川地町長さんはじめ執行部の皆様、そして議会事務局の皆様、今後のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げますとともに、引き続き御指導御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、退任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございました。

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長辞職の許可により議長が欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議したいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定いたしました。

本日の日程の順次繰下げをお願いいたします。

○副議長（吉田太郎君） それでは、追加日程第2、選挙第1号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいですか。

○5番（北倉義博君） 選挙でお願いします。

○副議長（吉田太郎君） ただいま北倉議員より、投票により選挙を行うことを発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐野伸也君、大橋みち子君を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。

〔投票用紙配付〕

○副議長（吉田太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（吉田太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（吉田太郎君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

佐野伸也君、大橋みち子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（吉田太郎君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、野村永一君 9 票、松永民夫君 2 票、以上のとおり。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、野村永一君が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（吉田太郎君） ただいま議長に当選されました野村永一君が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、当選されました野村永一新議長より御挨拶をお願いいたします。

○新議長（野村永一君） 一言御挨拶申し上げます。

先ほどの議長選挙におきまして大勢の方から支援を賜りまして、歴史と名誉ある議長に就任させていただきました。身に余る光栄であり、責任の重さを痛感しております。

私はまだまだ浅学非才でございます。議員の皆様、並びに川地町長はじめ執行部の皆様には厳しい御指導御鞭撻を心からお願い申し上げまして、養老町の発展、議会のさらなる活性化のため全身全霊を傾け、働く所存でございます。

甚だ簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく
お願いいたします。（拍手）

○副議長（吉田太郎君） ありがとうございます。

それでは、野村議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（野村永一君） それでは、これより議長の職務に当たらせていただきます。

就任早々でございますが、ここで暫時休憩といたします。再開時間は11時20分といたします。

（午前11時14分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

○議長（野村永一君） ただいま休憩中に、吉田太郎副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

本日の日程を変更して、副議長の辞職許可についてを先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰下げをお願いします。

〔追加議案配付〕

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第3、許可第2号 副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、7番 吉田太郎君の退場を求めます。

〔副議長 吉田太郎君 退場〕

○議長（野村永一君） お諮りします。

本案、副議長の辞職許可について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職許可については、これを許可することに決定しました。

〔7番 吉田太郎君 入場〕

○議長（野村永一君） ここで、辞職されました吉田太郎君の御挨拶をお願い申し上げます。

○7番（吉田太郎君） 早崎議長と1年間共にさせていただきました、副議長としてやらせていただいた吉田太郎です。

本当に皆様方には何かと苦勞かけることもありましたけど、一生懸命頑張ってやってきました。本当にありがとうございます。

また、議員の皆さん、川地町長さん、そして執行部の皆さんには本当に1年間、何かといろんな形で協力いただきましてありがとうございます。

副議長の体験をしながら、こういう1年間をしました。そうした体験の下に、今年また議員としても一生懸命頑張りますので、ぜひとも皆さんよろしくお願いします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（野村永一君） ありがとうございました。

○議長（野村永一君） ただいま副議長の辞職の許可により副議長が欠員となりました。お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長選挙についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

本日の日程の順次繰下げをお願いします。

○議長（野村永一君） それでは、追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副議長選挙については、いかなる方法がよろしいか。

○5番（北倉義博君） 投票をお願いします。

○議長（野村永一君） ただいま北倉議員より、投票により選挙を行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（野村永一君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（野村永一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（野村永一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（野村永一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

西脇康君、清水由美子君、開票を行いますので開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（野村永一君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、西脇康君 9 票、水谷久美子君 1 票、岩永義仁君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、西脇康君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（野村永一君） ただいま副議長に当選された西脇康君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました西脇康新副議長より御挨拶をお願いします。

○新副議長（西脇 康君） このたび御推挙により副議長の大役を担わせていただきます。誠にありがとうございます。

微力ではありますが、議長をしっかり補佐し、町民の安心・安全、町の発展のために誠心誠意取り組む所存でございます。議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。1年間よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（野村永一君） 副議長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第11、選任第1号 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

したがって、総務民生委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、岩永義仁君、吉田太郎君、私野村永一、水谷久美子君、以上の6名を指名します。

また、産業建設委員会委員には、佐野伸也君、西脇康君、北倉義博君、早崎百合子君、松永民夫君、以上の5名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、各常任委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。

総務民生委員会は4階北委員会室にて、産業建設委員会は4階南委員会室にてお願いします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午前11時34分 休憩）

(午後 1 時10分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に総務民生委員会を開会しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が投票により、副委員長には大橋みち子委員が指名推選により選任されました。

私はもとより微力ではございますが、委員各位の御支援をいただきながら、当委員会に課せられた健全な行財政運営の推進を図りながら、人口減少・少子高齢化対策や災害対策などの充実に努め、堅実に生き生きと暮らせるまちづくりのため、さらなる福祉事業の推進を総括し、当委員会としての役割を果たす所存でございます。

よろしく御指導御鞭撻のほどお願い申し上げ、以上で総務民生委員会の報告とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 次に、産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下、産業建設委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私佐野伸也が指名推選により、副委員長には北倉義博委員が指名推選により選任されました。

このたび委員長の重責を仰せつかり、微力ではございますが、各委員の協力の下、安全で快適な住みよいまちづくりや活気ある産業づくり、企業誘致の推進のため、都市生活基盤の強化・充実や道路体系の整備に全力で努力いたす所存でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上で産業建設委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第12、選任第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第2項の規定により、議会において選任することとなり、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会運営委員会委員には、大橋みち子君、清水由美子君、北倉義博君、吉田太郎君、松永民夫君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第13、選任第3号 予算特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会委員には、佐野伸也君、大橋みち子君、西脇康君、清水由美子君、北倉義博君、岩永義仁君、吉田太郎君、早崎百合子君、松永民夫君、水谷久美子君、以上10人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、予算特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、選任第4号 議会改革特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会改革特別委員会委員には、大橋みち子君、西脇康君、岩永義仁君、吉田太郎君、水谷久美子君、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第15、選任第5号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、議会だより編集特別委員会委員には、佐野伸也君、清水由美子君、北倉義博君、早崎百合子君、私野村永一、以上5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名したとおり、議会だより編集特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。再開時間は後でお知らせします。

（午後1時18分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開します。

休憩中に議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。その結果について、委員長報告を求めます。

初めに、議会運営委員会委員長 清水由美子君。

○議会運営委員長（清水由美子君） ただいまの休憩中に、委員出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が指名推選により、副委員長には大橋みち子委員が指名推選により選任されました。

まだまだ未熟な私でございます。責任の重さを痛感しておりますが、皆様の御協力をいただきながら議会の円滑な運営に誠心誠意努力をいたす所存でございます。よろしく御指導御鞭撻のほどお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 次に、予算特別委員会委員長 清水由美子君。

○予算特別委員長（清水由美子君） 予算特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員出席の下、予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私清水由美子が指名推選により、副委員長には西脇康委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、一般会計及び各特別会計等の補正予算及び新年度予算の審査を行いたいと存じます。

なお、予算審査に当たっては、各事業の進捗状況を十分に把握するとともに、長期的な推移も十分に検討し、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、年間を通じて慎重な審査を行いたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 次に、議会改革特別委員会委員長 大橋みち子君。

○議会改革特別委員長（大橋みち子君） 議会改革特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会改革特別委員会を開催しました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長に不肖私大橋みち子が当選により、副委員長には西脇康委員が指名推選により選任されました。

議会が町の二元代表制の一翼として町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な議会としての役割を果たしていくために、議会のあるべき姿や議会改革の流れについてさらに調査・研究を行い、皆様の御協力をいただきながら議会内部から改革を進められるように鋭意努力する所存でございます。御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 次に、議会だより編集特別委員会委員長 佐野伸也君。

○議会だより編集特別委員長（佐野伸也君） 議会だより編集特別委員会報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席の下に議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には不肖私佐野伸也が指名推選により、副委員長には清水由美子委員が指名推選により選任されました。

今後、委員各位の協力を得ながら、議会活動が町民の皆様により身近で親しまれるように、住民目線に立った、読みやすく分かりやすい紙面作りに努力いたします所存でございます。御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議会だより編集特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 各委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第16、同意第2号 監査委員の選任同意についてを議

題とします。

地方自治法第117条の規定により、8番 早崎百合子君の退場を求めます。

〔8番 早崎百合子君 退場〕

○議長（野村永一君） それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第2号 監査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。

監査委員でありました北倉義博氏の辞任に伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、後任の監査委員を選任するため、同意を求めるものでございます。

記、住所、養老郡養老町直江、氏名、早崎百合子。

以上で、同意第2号 監査委員の選任同意についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔8番 早崎百合子君 入場〕

○議長（野村永一君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和8年第2回養老町議会臨時会を閉会します。長時間御苦労さまでした。

（閉会時間 午後2時10分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 5 月 13 日

議 長 早 崎 百 合 子

新議長 野 村 永 一

副議長 吉 田 太 郎

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子